

# 被災者生活再建支援 についてのご案内

## 鳥取県

鳥取県西部を震源とする地震により、県西部を中心として大きな被害を受けました。被災された方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この震災で被災された方々や、この日以降に発生した自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた方々に対しまして、県では、一刻も早く生活の再建が行えますよう、積極的な支援をいたしますので、どうぞお気軽にご相談ください。

### 1 生活・福祉・医療関係

#### 【制度資金】

- 災害援護資金……災害に基づく貸付資金
- 生活福祉資金……低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象にした貸付資金
- 住宅金融公庫……住居の新築、改築のための資金
- 鳥取県個人住宅建設資金貸付事業……住居の新築、改築のための資金 ほか

#### 【条件緩和】

- 生活福祉資金融資の条件変更（貸付期間の延長） ほか



### 2 商工業・サービス業関係

#### 【制度資金】

- 鳥取県中小企業経営健全化資金……一般的な運転資金
- 中小企業設備資金……一般的な設備資金
- 小規模企業者等設備資金……経営基盤の強化を図るための設備投資のための資金
- 小規模企業者等設備貸与……経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリース
- 小口無担保保証融資 ほか



### 3

## 農林水産業関係

### [制度資金]

- 自作農維持資金……被害農業者に対する経営再建及び収入補てんのための貸付資金
- 農林漁業施設資金……被害農業者に対する農林業施設等の復旧のための貸付資金
- 農業近代化資金……農業用建物・機器等を取得するための貸付資金
- 被害森林整備資金……被害森林所有者等に対する被害森林の整備に必要な貸付資金
- 林業経営安定資金……樹苗・特用林産物被害を受けた林業者に対し経営維持を行うための貸付資金
- 漁業経営安定資金……漁業者の経営維持を行うための貸付資金 ほか

### [条件緩和]

- 農業近代化資金融資の条件変更（据置期間・償還期間の延長等）
- 農業改良資金融資の条件変更（償還金の支払い猶予） ほか

### 4

## 県税の減免措置等

- 県税の減免措置等……平成12年鳥取県西部地震により被害を受けた者に対して、不動産取得税、個人事業税について一定の基準により税金を減免等

## 問い合わせ・相談窓口

### ◆生活・福祉・医療関係

鳥取県（福祉保健部福祉保健課）	TEL：0857-26-7144)
（生活環境部環境政策課）	TEL：0857-26-7184)
（土木部住宅課）	TEL：0857-26-7408)
※住宅金融等の貸付手続はもよりの金融機関へ	

### ◆商工業・サービス業関係

鳥取県（商工労働部経営流通課）	TEL：0857-26-7249)
（西部県民局商工労働課）	TEL：0859-31-9636)
米子市（災害対策相談窓口）	TEL：0859-23-3099)
境港市（地震災害総合相談窓口）	TEL：0859-47-1069)
西伯町商工会（TEL：0859-66-2035)	
日野町商工会（TEL：0859-72-0249)	

### ◆農林水産業関係

鳥取県（農林水産部農政課）	TEL：0857-26-7256)
（米子地方農林振興局総務課）	TEL：0859-31-9641)
（日野地方農林振興局総務課）	TEL：0859-72-2002)
（境港水産事務所）	TEL：0859-42-3167)

### ◆県税関係

鳥取県（税務課）	TEL：0857-26-7053)
（西部県税事務所）	TEL：0859-31-9621)

または、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

（※中部管内については中部県民局へお問い合わせください TEL：0858-23-3983）